

聖籠町訓令第二号

聖籠町非常勤職員等の年次有給休暇及び特別休暇等の付与基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年三月十八日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町非常勤職員等の年次有給休暇及び特別休暇等の付与基準の一部を改正する訓令

聖籠町非常勤職員等の年次有給休暇及び特別休暇等の付与基準の一部を改正する訓令（平成十一年聖籠町訓令第五号）の一部を次のように改正する。

第一の項中「聖籠町非常勤職員取扱要綱及び聖籠町パート・タイム職員取扱要綱」を「聖籠町非常勤職員取扱要綱、聖籠町パート・タイム職員取扱要綱、聖籠町嘱託員設置要綱及び聖籠町臨時的任用職員取扱要綱」に、「非常勤職員」を「職員」に改める。

第三の項付表別表中「

㊦	㊧
---	---

」を「

㊦	㊧
---	---

」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。